

消費税率引き上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源分) 246,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 2,292,978 千円

(うち一般財源) (1,271,086 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引き上げ分の 地方消費税交付金	
社会福祉	障害者福祉事業	617,768	426,916	190,852	36,936
	高齢者福祉事業	14,725	1	14,724	2,850
	児童福祉事業	844,896	450,472	394,424	76,335
	小計	1,477,389	877,389	600,000	116,121
社会保険	介護保険事業	308,822	25,103	283,719	54,910
	国民健康保険事業	95,863	57,797	38,066	7,367
	後期高齢者医療事業	295,513	52,957	242,556	46,943
	小計	700,198	135,857	564,341	109,220
保健衛生	疾病予防対策事業	115,391	8,646	106,745	20,659
	小計	115,391	8,646	106,745	20,659
合計		2,292,978	1,021,892	1,271,086	246,000